

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和７・８年度 九州管内南部橋梁診断業務
業 務 概 要	現地検査（点検業務と連携）３２８橋、現地検査（診断業務単独）２０橋、健全性の診断３４８橋、点検結果記録３４８橋、橋梁管理カルテ更新（定期点検）３４８橋、橋梁管理カルテ更新（補修・補強）１４橋、橋梁管理カルテ更新（第三者被害予防措置）１２９橋、橋梁管理カルテ（詳細調査）１５橋、道路橋記録様式作成３４８橋
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター長 寺尾 幸太郎 福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号
契 約 年 月 日	令和 ７ 年 ７ 月 ２ 日
契 約 業 者 名	（一財）橋梁調査会
契 約 業 者 の 住 所	東京都文京区音羽２－１０－２
契 約 金 額	１８５，６８０，０００円（税込み）
予 定 価 格	１８５，６８０，０００円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	九州地方整備局管内（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間（自）	令和 ７ 年 ７ 月 ３ 日
履 行 期 間（至）	令和 ８ 年 ９ 月 ３ ０ 日
備 考	入札情報サービス（ＰＰＩ） （ https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx ） にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

契約理由書

1. 業務件名 令和7・8年度 九州管内南部橋梁診断業務
2. 履行場所 九州道路メンテナンスセンター
3. 契約の相手方 住 所： 東京都文京区音羽 2-10-2
会社名： 一般財団法人 橋梁調査会
電 話： 03-5940-7788
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

(1) 当該業務の目的

本業務は、「橋梁定期点検要領 国土交通省道路局国道・技術課 令和6年7月」に基づき、橋梁点検を行った橋梁について、同要領に基づき橋梁診断として損傷原因の特定（推定）及び、健全性の診断等を行うものである。また、記録を一元的に管理する橋梁管理カルテの作成等を行う。

(2) 業務の内容

□橋梁診断

現地調査（点検業務と連携）	328橋
現地調査（診断業務単独）	20橋
健全性の診断	348橋
点検結果記録	348橋
橋梁管理カルテ更新（定期点検）	348橋
橋梁管理カルテ更新（補修・補強）	14橋
橋梁管理カルテ更新（第三者被害予防措置）	129橋
橋梁管理カルテ更新（詳細調査）	15橋
道路橋記録様式作成	348橋

(3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が1197者（同種：197者、類似1000者以上）あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を32者が入手（ダウンロード）し、1者から参加表明書が提出され、1者が参加資格を有していた。

参加資格を有する1者を技術提案書の提出者として選定し、そのうち1者から技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び評価テーマ「橋梁定期点検要領(R6.7)に基づき損傷原因等を調査して所見を作成するための技術的評価を行う際の留意点について」に係る技術力を備えていると判断された。

特に実施方針・実施フロー、工程表などについて、最も優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記業者と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

九州道路メンテナンスセンター 技術第一課長